

○幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則

昭和53年1月27日

教委規則第1号

改正 昭和54年7月1日教委規則第2号

昭和55年6月1日教委規則第1号

昭和56年7月1日教委規則第2号

昭和57年7月15日教委規則第2号

昭和58年4月1日教委規則第1号

昭和59年7月14日教委規則第4号

昭和60年6月25日教委規則第1号

昭和61年5月28日教委規則第2号

昭和62年7月15日教委規則第1号

昭和63年6月8日教委規則第2号

平成元年5月17日教委規則第2号

平成2年7月2日教委規則第2号

平成3年6月25日教委規則第1号

平成4年7月1日教委規則第3号

平成5年5月26日教委規則第1号

平成6年7月1日教委規則第3号

平成7年6月29日教委規則第3号

平成8年7月8日教委規則第1号

平成9年7月17日教委規則第1号

平成10年8月26日教委規則第6号

平成11年7月22日教委規則第2号

平成12年9月26日教委規則第3号

平成14年2月27日教委規則第1号

平成14年6月3日教委規則第8号

平成15年12月26日教委規則第1号

平成16年5月8日教委規則第4号

平成17年4月25日教委規則第4号

平成18年6月2日教委規則第4号

平成26年4月1日教委規則第3号

第1条 この規則は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、広川町が行う私立幼稚園就園

奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

第2条 私立幼稚園の設置者が保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、町長は予算の範囲内において、文部科学省が定める交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)に基づき、補助を行うものとする。

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添付して広川町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号、様式第2号の2及び様式第2号の3))

(2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)

保育料等減免に関する調書には、町民税の課税(非課税)証明

生活保護法の規定により保護を受けている世帯にあっては、生活保護担当課長の証明書によって代えることができる。

(3) 在園児名簿(様式第4号)

(4) 入園料及び保育料の額を明らかにする書類(園則など)

2 前項第2号の保育料等減免措置に関する調書は、町民税の課税証明書(生活保護法の規定により保護を受けている世帯にあっては、生活保護担当課長の証明書)を添付しなければならない。ただし、当該調書において、広川町が行う課税資料等の閲覧に同意した者は、町民税の課税証明書の添付を省略することができる。

第4条 委員会は、補助交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

第5条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した15日以内に実績報告書(様式第5号、様式第5号の2及び様式第5号の3)を委員会に提出するものとする。

第6条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免を明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。なお、委員会は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年度の就園児から適用する。

附 則(昭和54年7月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年度の就園児から適用する。

附 則(昭和55年6月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年7月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年7月15日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年7月14日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年6月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年5月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年7月15日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年6月8日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年5月17日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年7月2日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年6月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年7月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年5月26日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年7月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年6月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年7月8日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年7月17日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年8月26日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成11年7月22日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年9月26日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年2月27日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年6月3日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年12月26日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年5月8日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月25日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年6月2日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略